

協定項目番号	2 3 - 5	合併協定項目	各種事務事業(消防・防災関係)の取扱い	専門部会名	企画部会	分科会名	消防分科会
調整の方針(案)		1 地域防災計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 2 自主防災組織の育成・指導については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 3 防災行政無線については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。					
		観音寺市		大野原町		豊浜町	
地域防災計画		計画内容 ・一般災害編 第1章 総則 第2章 防災機関の業務の大綱 第3章 災害予防計画 第4章 災害応急対策計画 第5章 災害復旧計画 第6章 財政金融措置 ・震災対策編 第1章 総則 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画	計画内容 ・一般災害編 第1章 総則 第2章 防災関係機関の業務の大綱 第3章 災害予防計画 第4章 災害応急対策計画 第5章 災害復旧計画 ・震災対策編 第1章 総則 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画	計画内容 ・一般災害編 第1章 総則 第2章 防災関係機関の業務の大綱 第3章 災害予防計画 第4章 災害応急対策計画 第5章 災害復旧計画 ・震災対策編 第1章 総則 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画			
自主防災組織の育成・指導		自治防災組織の結成状況 ・組織数 20組織 ・組織されている世帯数 3,217世帯 ・組織率 20.37%	自治防災組織の結成状況 ・組織数 41組織 ・組織されている世帯数 1,892世帯 ・組織率 52.92%	自治防災組織の結成状況 ・組織数 22組織 ・組織されている世帯数 2,236世帯 ・組織率 73.82%			
防災行政無線		観音寺市防災行政無線 ・移動系 基地局 1箇所 移動無線機 車載型無線機 18基 携帯型無線機 33基 遠隔制御装置 4基 可搬型無線機 1基 周波数 466.000MHZ 香川県防災行政無線 香川県防災情報システム	大野原町防災行政無線 ・移動系 基地局 1箇所 移動無線機 車載型無線機 10基 携帯型無線機 19基 周波数 150.81MHZ オフトーク緊急通報 香川県防災行政無線 香川県防災情報システム	豊浜町防災行政無線 ・移動系 基地局 1箇所 移動無線機 車載型無線機 8基 携帯型無線機 20基 周波数 466.9375MHZ ・同報系 親局 1箇所 屋外拡声子局(支局) 14基 香川県防災行政無線 香川県防災情報システム			
【参考】	災害対策基本法(抜粋) (市町村防災会議) 第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約)で定める。 (市町村地域防災計画) 第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。 2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱 (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画 (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画 (4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項						